

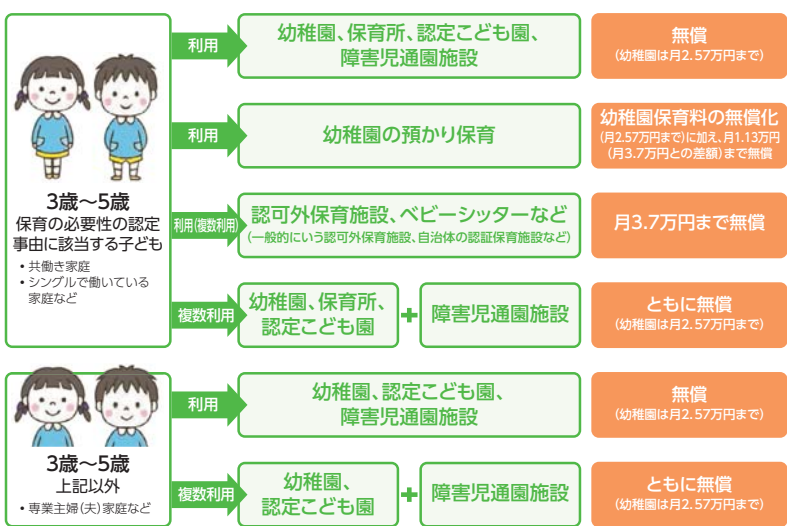
10月から幼児教育・保育の無償化がスタート

令和元年5月10日、幼児教育・保育の無償化に関する「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立しました。日進市における手続きなどの詳細は決定次第、市ホームページなどでお知らせします。

☎ 0561-10095
0561-7273・4603
✉ kodomo@city.nissin.lg.jp

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になります。

幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ(例)



幼稚園・保育所・認定こども園など

【対象者・利用料】
幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの子どもたちの利用料が無償化されます。

幼稚園については、月額上限2万5700円です。9月までの間は、現在の私立幼稚園就園奨励費、授業料減免補助金の補助事業を実施しますが、10月から新しい無償化事業が実施されることで、同補助事業は廃止されます。

無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

【注】幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。

保護者から実費で徴収している費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外で、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、

保護者から実費で徴収している費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外で、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、

保護者から実費で徴収している費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外で、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、

就学前の障害児の発達支援

【対象者・利用料】
就学前の障害児の発達支援を利用する3歳から5歳までの子どもたちの利用料が無料になります。

無償化の対象となる期間は、「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

【注1】利用者負担以外の費用(医療費や、食費などの現在実費で負担しているものは引き続きお支払いいただくことになります)。

【注2】幼稚園、保育所、認定こども園など、発達支援の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

対象となる施設・事業

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

幼稚園の預かり保育

【対象者・利用料】
無償化の対象となるためには、日進市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

【注】原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。

「保育の必要性の認定」の要件については、就労などの要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、こども課までご確認ください。

幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1万1300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

認可外保育施設など

【対象者・利用料】
無償化の対象となるためには、日進市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

【注1】保育所、認定こども園などを利用できない人が対象となります。

【注2】保育の必要性の認定の要件については、就労などの要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、こども課までご確認ください。



内閣府のホームページに幼児教育・保育の無償化についてのお知らせが掲載されておりますのでご覧ください。

☞ <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/musyoyouka/>



幼児教育・保育無償化事業においては、施設利用児の状況ごとに認定申請や請求手続き、給付方法が変わります。

市では、確定した情報を整理でき次第、広報にしんやホームページでお知らせする他、保護者の皆さまに直接ご案内できるように、対象施設を通じて、適時、情報発信に努めてまいります。